

和光市勤労福祉センター(アクシス)

～施設案内・利用案内～



住 所：和光市新倉7-10-7

東武バス「アクシス入口」から徒歩7分

電話番号：048-462-7890



←Google Maps

～施設案内～

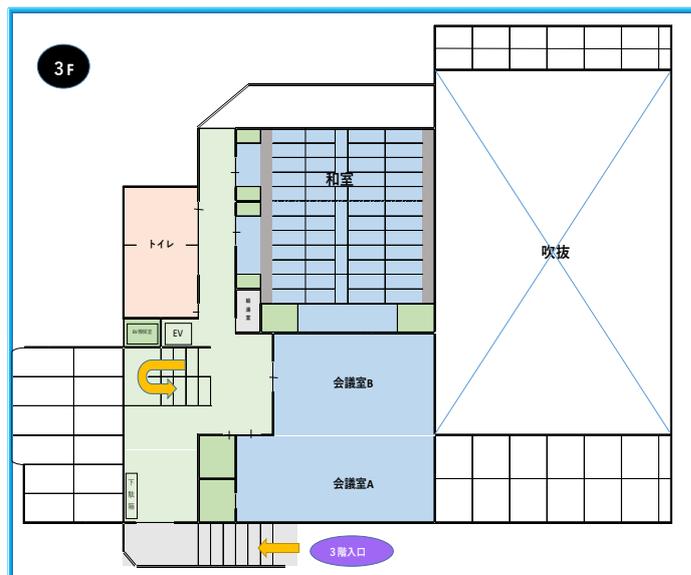
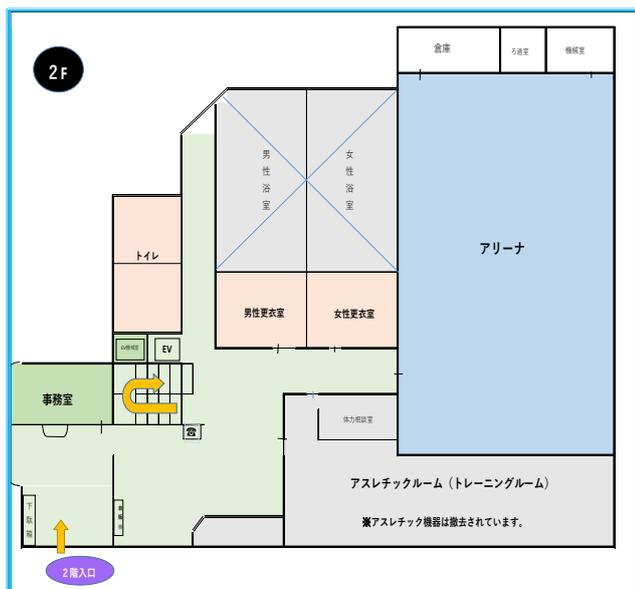
1階 ・ 駐車場(37台分) 高さ制限 2.1M

※大雨時は冠水するため閉鎖する場合があります。

2階 ① アリーナ ② アスレチックルーム

3階 ③ 和室 ④ 会議室

※お風呂、シャワー、サウナは使用を中止しております。



① アリーナ

バレーコート1面またはバドミントンコート3面がとれる広さです。

【無料貸出】(倉庫に保管してあります。)

- ・卓球台 6台
- ・フットサルゴール 1対
- ・バレーボールポール 1対
- ・バドミントンポール 3面分
- ・審判台、得点板、椅子

【有料貸出(※)】

- ・音響システム インカム有
- 3時間 1,030円※アリーナのみ使用可
レンタルロッカー(2F)
1月 500円



② アスレチックルーム

団体登録や事前予約をしなくても利用できます。
からだを動かすリフレッシュにぜひご利用ください。

【無料貸出】

- ・卓球台 1台
- ・卓球ラケット・ボール(※)
- ・トランポリン 3台
- ・フィットネスバイク 2台
- ・バランスボール 3個
- ・ストレッチポール 3本(※)
- ・ヨガマット 3枚(※)
- ・スポーツスタッキング(※)



③ 和室A・B

和室A(31.5畳)、和室B(22.5畳)
ふすまで区切られており、「和室Aのみ、Bのみ、AとB両方」の3パターンでご利用いただけます。
飲食可能なので、大勢の集まりや、会議、ヨガなどでもご利用いただけます。

【無料貸出】

- ・テーブル
- ・椅子
- ・座布団



④ 会議室A・B

会議室A(80㎡)、会議室B(71㎡)
「会議室Aのみ、Bのみ、AとBの両方」の3パターンでご利用いただけます。
企業の研修や会議などでもご利用いただけます。

【無料貸出】

- ・机 24台
- ・椅子 70脚
- ・プロジェクター(※)
- ・マイク(※)
- ・ホワイトボード



【貸出】の(※)については、受付にお声掛けください。

～利用案内～

STEP1 利用者登録

アスレチックルーム以外の部屋を利用するためには団体登録が必要です。
申請書類一式をアクセス窓口にお持ちください。

- ・ 和光市公共施設予約システム利用者登録申請書(様式第1号)
 - ・ 団体構成員名簿(様式第2号) ※10名以上
 - ・ 代表者身分証明書(運転免許証等写真貼付のもの)
 - ・ 全構成員身分証明書(又はその写し)
 - (a) 在住、在勤、在学地を証明できるもの
 - (b) 高齢者(65歳以上)、障害者であることを証明できるもの(市内在住のみ)
- ※一つで両方を証明できる証明書については、それのみで可



(利用登録の詳細については、こちらをご覧ください)

STEP2 利用者登録カードの交付

申請を受理したら、和光市公共施設予約システム利用者登録カードを交付します。カードにはバーコードの下に番号が記入されており、この番号が予約申込を予約システムで行うときの「利用者ID」となります。

STEP3 公共施設予約システムで抽選・予約・照会

抽選申込(1回目)

【申込対象】 市内団体

【申込期間】 利用する日の属する月の前々月の初日の9時から
同月の4日の22時まで

【抽選日時】 利用する月の属する月の前々月の5日の午前7時

抽選申込(2回目)

【申込対象】 市内団体・市外団体

【申込期間】 利用する日の属する月の前々月の6日の9時から
同月の9日の22時まで

【抽選日時】 利用する月の属する月の前々月の10日の午前7時

先着予約申込

【申込対象】 市内団体・市外団体

【申込期間】 利用する日の属する月の前々月の10日の正午から
利用する日の前日16時まで

(例) 4月1日に利用したい場合

抽選1回目⇒2月1日 9時～2月4日 22時までに申込

抽選日時 ⇒2月5日 7時

抽選2回目⇒2月6日 9時～2月9日 22時までに申込

抽選日時 ⇒2月10日 7時

先着予約申込⇒2月10日 12時～3月31日 16時まで



(公共施設予約システムの詳細については、こちらをご覧ください)

STEP4 利用にあたって

利用当日に、券売機で料金をお支払いください。

料金のご案内(1時間単位)		
場所	市内団体	市外団体
アリーナ	1,290円	2,580円
会議室A	820円	1,640円
会議室B	720円	1,440円
和室A	520円	1,040円
和室B	370円	740円

※市内団体料金は、和光市在住・在勤・在学のみとなります。

※営利で利用の場合は、市内・市外ともそれぞれの団体料金の2倍となります。

(1) 減免について

～5割減額は次のうちいずれかの場合～

- ・市内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者を主たる構成員とする団体が利用する場合
- ・市内に住所を有する65歳以上の者を主たる構成員とする団体が利用する場合
- ・市内に住所を有する15歳以下の者を主たる構成員とする団体が利用する場合